

学 校 経 営 方 針

練馬区立開進第二中学校 校長 大石 光宏

1 はじめに

「教育は人なり」といわれています。次代の日本を担う生徒たちを、しっかり育てて行くことを常に念頭に描きながら、30年度の本校の教育をスタートさせていきます。本校は、昭和22年4月1日に終戦後、新制の中学校として誕生しました。練馬区がまだ独立していなかったので、板橋区立開進第二中学校として開校しました。その3か月後、練馬区が板橋区から独立し、名称が練馬区立となりました。当初は、開進第二小学校地内に併置されていました。現在の地には、昭和24年5月2日に竣工され、その後増築と校庭の植樹が進められました。これまで、歴代の校長先生・教職員、地域の方々、保護者の方々でつくりあげてきた、開進第二中学校の連綿と続く歴史を認識し、地域とともにある学校として30年度をスタートしたいと思っています。

昭和47年から続く、東京都教育委員会人権尊重教育推進校としての取組は本校教育の重点の一つです。引き続き本校の人権尊重教育に対する取組は、大きな柱となります。また、小中一貫教育の取組では、「課題改善カリキュラム」の改善と実践が大事です。その積み重ねが、来年度の研究発表に向けた重点となります。取組の蓄積が、今後の生徒への指導に生かされることも、大事な研究の目的です。生徒たちが人権にかかわる学びを習得し、そして行動に移せるようにしっかりと取り組んでいきましょう。

本校には、聞こえにかかわる通級指導学級があります。他の特別支援学級は併設されてはいませんが、気がかりな生徒や不登校気味の生徒への指導と対応については、本校教育においても課題の一つです。次年度から本校においても特別支援学級が設置され、現在の若草学級への通級生徒は、校内通級となります。「きめ細やかな支援・指導」を校内委員会中心に組立て、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、外部関連機関との連携を図りながら、実践していくことが必要です。現在、難聴学級で実践している情報保障等は、障害者差別解消法に基づいた先進的な取組です。引き続き、全校生徒に関わるユニバーサルデザインとして取り組みます。

また、学校教育は、根幹である学習指導要領に基づき教育を実践していきます。新学習指導要領を確認し、各教科の指導計画・評価計画・評価の方法等、生徒・保護者への周知と理解へむけた取組を確実にお願いします。

全ての生徒が開進第二中学校に通うことに誇りを持ち（開二中生の矜持）、保護者・地域から信頼されることを本校の特色とし、生徒も我々教職員も「当たり前のこともしっかり取り組む」学校づくりに全教職員で取り組んでいきましょう。

2 目指す学校

(1) 教育目標

- 自立 よく考える人になろう
- 勤労 すすんで働く人になろう
- 協調 とともに助け合う人になろう

(2) 目指す学校像

教育目標達成のために、具体的な学校像を示す。

- ① 生徒にとって 「安全で楽しく、明日が待たれる学校」
- ② 保護者にとって 「安心と信頼を持って子どもを登校させることのできる学校」
- ③ 地域と 「共に歩み協力を得られる学校」

そのためには、生徒を第一に考え

- ア すべての生徒に教育愛を持って、生徒理解を図り指導にあたる。
- イ 保護者・地域との協力・連携を深め、丁寧に対応していく。
- ウ 指導力の一層の向上を図るために研修に努める。

(3) 目指す生徒像

本校の教育目標を目指す生徒像の主たる姿とする。具体的には、

- ①自ら進んで学ぶ生徒
- ②自分も大切し、他も大切にできる生徒
- ③善悪の判断ができ、行動が伴う生徒

3 中期的目標と目標達成の方策

「目指す学校像」の実現をより確かなものにするため、次の中期的な目標と目標達成の方策を策定する。

全教育活動においては、人権尊重を視点に全教職員で共通理解を基に厳しさと温かみのある指導を行う。特に生活指導では、生徒への毅然とした指導を行う中に「生徒に寄り添い、保護者の声に耳を傾ける姿勢」で実践し、安心して安全な落ち着いた学校づくりを行っていく。

	中期的な目標	目標達成の方策
(1)	学力向上の為に、分かる授業の実践から基礎学力を定着させ、進んで学習できる態度を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ○授業力向上を目指す研究授業を各教員一人1回以上実施し、教員の授業力向上を図る。 ○家庭学習の定着を図るための手立てを全学年で年度始めに重点的に指導する。 ○3学期制での学期毎のふり返りを生かした自主学習の推進、また長期休業中・定期考査前の補習等を通して基礎的な学習の充実させ、学力の向上を図る。 ○近隣小学校との一貫教育を深め、授業交流を行える環境づくりを進める。 ○教師道場で学ぶ教員の指導法を校内で共有する研修を実施し、様々な授業方法の工夫やICT機器の活用の充実を図る。
(2)	人権尊重を視点に生徒の学校生活の安定と心の伸長、充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○22年度の生徒会が作成した「思いやり宣言」を継承し、常に意識をさせる指導の工夫を図る。 ○生活指導は、全教職員で共通理解を図り、実践していく。 ○生徒には、是々非々の姿勢と寄り添う姿勢を持ってあたり、一人一人の生徒理解を深める。 ○教育相談は、年間を通じて保護者との面談を1回以上、生徒との面談を1回行う。 ○生徒の心を耕す為の体験や講演会を、実施していく。 ○生徒会活動・部活動において、生徒の輝く場面を多く設ける。
(3)	近隣地域のみならず多くの生徒・保護者が登校したく、させたいような信頼感のある学校にする。	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への連絡は常日頃から密に行い、よりきめ細やかな指導へつなげる。 ○学校の活動や様子が、保護者や地域によく理解されるような広報・発信活動をさらに組み立てていく。 ○生徒の生命を最優先にし、自然災害時の校内対応と、避難場所としての機能を地域の協力も得ながら整備を進め、常に改善を図っていく。 ○全校生徒が、本校生徒であることに誇りを持ち、自らの自信につなげることができる指導を全ての場面で行なう。 ○地域連携事業の学校支援コーディネーターの活用と教育の活性化

4 今年度の取り組み目標と方策 (教育活動の目標と目標達成の方策)

	教育活動の目標	目標達成の方策
(1) 学習指導	<p>①分かる授業の工夫と、生徒の主体的・対話的・深い学びに向けた実践への取り組み。</p> <p>② 家庭学習の習慣化を図らせる。</p> <p>③ 進んで学習できる学習環境をつくる。</p>	<p>○全教師がアクティブラーニングを取り入れ工夫された授業を創造し、チームティーチング指導・グループ学習・リトルティーチャーの活用等、多くの学習形態を取り入れ支援の授業力向上のために校内における授業研究会を一人1回以上実施する。また、指導教諭の指導法、教師道場での学びを共有する研修会を3回程度実施する。</p> <p>○生徒による授業評価を年1回実施し、授業改善へ向けて積極的活用を図る。</p> <p>○ICT機器の活用した授業を積極的に年間指導の中で取り入れ、生徒の理解力の向上を図る。</p> <p>○本時の目標を授業内で明示し、生徒の授業への関心意欲を高めさせる。</p> <p>○学校図書館を活用した、授業の工夫を計画し行う。</p> <p>○家庭学習の定着を図るため、取組方法を<u>全学年で指導の重点とする</u>。</p> <p>○教科・学年・分掌が連携し、日々の予習・復習方法を具体的に提示し、生徒の定着を図る。</p> <p>○長期休業中の補習学習（学力支援講師の活用）や定期考査前の補習の機会を設定する。</p> <p>○観点別評価規準の客観性・正確性の向上を図り、生徒・保護者への理解を深め、<u>学力を具体的に説明する</u>。</p> <p>○朝読書の実施を継続し、始業から落ち着いた学習態度の定着させる。</p> <p>○授業開始の合図とともに挨拶し、<u>一単位時間を有効に使い、話を聞く等の授業ルールの徹底を図り、生徒の落ち着いた授業態度を育成する</u>。</p>
(2) 生活指導	<p>基本的な生活習慣を身につけさせ、社会性・規範意識を育成する。</p>	<p>○特別の教科道徳の指導を充実させ、全ての教育活動において、いじめをしないさせない指導の徹底を図る。</p> <p>○日頃から服装・頭髪・挨拶・聞く態度・話す言葉・時間を守る等の指導を全教職員が共通に指導し、問題行動の未然防止を図る。</p> <p>○保護者への情報連絡と共通理解を心掛け、地域・関係機関との連携協力も図る。（年間目標：電話で家庭訪問の実施）</p> <p>○学校保健委員会をさらに充実させ、一層生徒の心身の健康と体力の維持・向上への活用を図る。保護者の参加を各学年に一層促す。</p>
(3) 人権尊重教育	<p>人権尊重の理念を理解させ、生命尊重や思いやりの心をもって自ら判断して社会に貢献できる精神と態度を育む。そのために、人権教育や心の教育の充実を図る。</p>	<p>○人権尊重教育推進校として、普遍的な視点からの取り組みと個別的な視点からの取り組みを小中一貫教育の中で、一層充実させる。</p> <p>○全ての教育活動の中で、人権課題を取り上げる意識を教職員がもち、生徒自らの関わりから人権課題についての正しい理解と認識を深める指導を行う。</p> <p>○教育相談活動を充実させ、学校生活支援員や心のふれあい相談員、スクールカウンセラーと具体的な連携を強化する。</p> <p>○道徳教育の推進に努め、道徳的心情や道徳的実践力を育成する。</p> <p>○情報保障の機会を通じ、聞こえに関わることを全生徒が理解する。</p>

		<p>○いじめを許さない心の教育の充実を図り、生徒の日常生活に日頃から注意をする姿勢を教員が持つ。</p> <p>○いじめ対策委員会を組織的な活動と効果的に活用を図る。</p> <p>○年3回以上の生活アンケートを全校生徒に実施し、いじめを未然に防ぐ体制をつくる。</p>
<p>(4) 特色ある学校づくり</p>	<p>①生徒一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進する。</p> <p>②主体的に学び行動でき、他と共に生きることのできる力の育成を図る。</p> <p>③近隣小学校との一貫教育をより深めスムーズな中学への進学をさせ、生徒の安定した心と生活を育む。</p> <p>④オリンピック・パラリンピック教育を踏まえ、スポーツに積極的に取り組み、生徒の体力向上を図る。</p> <p>⑤学校図書館の充実を図り、読書と図書館を活用した授業の実践を取り入れる。</p> <p>⑥食物アレルギーに対する意識を高め、食育指導の充実を図る。</p>	<p>○個に応じた指導と工夫された授業をつくる。</p> <p>○各学年の取り組みの中で年間1回の本物体験や模擬的な体験活動を実施し、全校生徒を対象とした講演等も実施していく。</p> <p>○体験学習やボランティア活動を通じ、他とともに生きることのできる力の育成を図る。</p> <p>○自らを考えることのできる、キャリア教育と進路学習の充実を図る。</p> <p>○生徒が生き生きと取り組む行事の計画・実践と部活動の充実を図る。</p> <p>○小学校との一貫教育を深めるための情報交換と、出前授業や学校紹介等の児童・生徒間の交流を推進する。</p> <p>○保健体育の授業指導を中心に、体力向上の基礎づくりをすすめる。その為に、体力テストを活用を図り、生徒の基本的な生活習慣の見直しや規則正しい生活も意識させる。その為にスーパーアクティブスクールとして取組も充実させる。</p> <p>○4つのテーマ・4つのアクションを踏まえた、具体的な取組からオリンピック・パラリンピック教育の充実を図る。</p> <p>○図書館支援員との連携を図り、図書室の活用を授業でも行い、<u>学力向上への授業改善の一助とする。</u></p> <p>○校内図書館の環境整備を学期に1回行う。特に夏季休業中を重点的に実施する。</p> <p>○読書活動の充実を図るため、<u>学校図書館活用の情報発信を図書委員会中心に行わせる。</u></p> <p>○全教職員が食物アレルギーを持つ生徒について情報共有する。また、<u>アナフィラキシー発症時の緊急対応も習得する。</u></p> <p>○栄養士と家庭科の教員、給食担当教員との連携を図り、日頃の給食指導や家庭科の授業を通じ、食事をするに関心を持たせ、食材や栄養価についての知識を得るようにさせる。</p>
<p>(5) 教育環境の整備</p>	<p>学習する雰囲気や仲間と共に生活する場の育成を図る。</p>	<p>○日頃より掲示教育・言語環境等の学習環境の整備を行う。</p> <p>○教職員も一緒に清掃活動を行い徹底する。</p> <p>○学校施設や公共物を大切にすることを日頃から行う。</p> <p>○挨拶が自然に交わされ、心が和む雰囲気づくりを教職員の率先垂範で行う。</p> <p>○「教職員の体罰は決して許さない」教職員間の意識と姿勢を職員会議・研修等で徹底する。</p> <p>○部活動の活動日や日々の活動内容の充実を図り、生徒の健康維持と教員の働き方改革との関連を考え、活動の時間短縮を図る。</p>

(6) 防災教育の充実	大規模の地震災害やミサイル落下に対応するための知識と自ら身を守ることへの意識を高める。	○4年目となる、中学1年生全員と地域の避難拠点の方々との防災訓練を今年度も実施する。また自分の命は自分で守る意識を高める指導を取り入れていく。 ○「3.11を忘れない」や「地震対策の手引き」を活用した、安全指導を年間を通じて実施する。
(7) 学校配当予算	限られた予算を効果的に活用する。	○配当予算は、練馬区においても年々削減されている状況を全教職員で認識し、予算の計画的な執行の工夫と既存の教材教具の効果的な活用を実施し、常に費用対効果・教育活動への効果を考え年度末に執行することがにない等効率的な活用を図る。
(8) 事故問題行動への対応	①事故・問題行動は未然防止を図る。 ②日頃より発生時の危機意識を持つ。	○発生時の初期対応が大事である。初期から丁寧かつ迅速に対応をする。 ○事件・事故等の発生前の認識（ハインリッヒの法則） ○状況・情報は、速やかに管理職と関係分掌・学年へ正確に報告し、組織的な対応を常に図る。 ※ <u>ほう（報告）れん（連絡）そう（相談）した（対応）か（確認）</u> ○経過や指導・対応方針を全教職員が知り、共通理解に基づいた行動連携を図る。 ○保護者に対しては説明責任を果たし、方策についても確実に伝える。

5 おわりに

生徒一人一人に、開進第二中学校生であることに誇りと自信を持たせ、緑豊かな環境の中で地域を愛する気持ちを感じさせ、母校愛を抱かせたいと考えています。その為に、教職員も開進第二中学校の一員として自覚と責任感を持って、地域に対する愛情をもって職務にあたってほしいと思います。

そこで、

(1) 教職員の組織（チーム）として

- ア チームワークをもって互いを高め、切磋琢磨できる教職員集団であるチーム
- イ できないではなく、できるようにするためにどうするのか、知恵を出し合い補い合うことのできるチーム
- ウ 目の前の生徒たちを第一に考えることのできるチーム

→ 学校は、生徒が主役です

(2) 生徒の範たる教職員集団

ア教職員の信用失墜行為（個人情報紛失・体罰・セクハラ等）は、生徒・保護者の信頼を根底から崩し、学校教育を機能させなくします。また、車通勤も特別な事情（介護等）のない限り、認めません。

イ授業妨害等について、毅然とした態度で行い、日頃より善悪についての指導をお願いします。但し、体罰は厳禁です。十分に注意してください。

(3) 俯瞰しようとする姿勢

教職員の世界は、とかく狭いと言われます。ぜひ、日頃から視野を広く持ち、今の教育や我々に求められていることを感じ取る姿勢も、意識していきましょう。

(4) 当事者意識 一人一人が、開進第二中学校教職員であることを意識してください。